

公益財団法人大阪みどりのトラスト協会 緑化推進運営協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「この法人」という。）定款第46条第2項の規定に基づき、緑化推進運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、構成及び運営その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は、定款第4条第1項第3号の事業実施について会長の諮問に応じて、毎事業年度、緑の募金に関する事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他の緑の募金に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、10人以上25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、大阪府知事の認可を受けて会長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(招集等)

第6条 協議会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(議長)

第7条 協議会の議長は、委員長がこれにあたる。

(定足数)

第8条 協議会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第10条 やむを得ない理由のため、協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、この法人の事務局が処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2 前項にかかわらず、この規程を改定する必要があるときは、会長の決裁により行うことができる。ただし、この場合においては、会長の決裁後に開催する最初の理事会で承認をえる。

附 則

この規程は 平成24年4月25日から施行する。

(別表)

公益財団法人大阪みどりのトラスト協会緑化推進運営協議会委員

記

- 1 大阪府森林組合長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 2 大阪商工会議所緑化担当部長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 3 大阪府小学校長会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 4 大阪府公立中学校長会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 5 大阪府立高等学校長協会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 6 大阪市立高等学校長会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 7 大阪私立中学校高等学校連合会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 8 大阪府 PTA 協議会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 9 大阪市 PTA 協議会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 10 大阪府立高等学校 PTA 協議会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 11 大阪私立中学校高等学校保護者会連合会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 12 大阪府地域婦人団体協議会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 13 大阪市地域女性団体協議会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 14 大阪府老人クラブ連合会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 15 日本ボーイスカウト大阪連盟長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 16 ガールスカウト日本連盟大阪府支部長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 17 大阪府緑の少年団連盟会長の職にある者、またはこれに準ずる者
- 18 近畿中国森林管理局計画部長の職にある者
- 19 大阪市建設局公園緑化部長の職にある者
- 20 大阪府市長会都市整備部会長担当部長の職にある者
- 21 大阪府町村長会まちづくり部長会議代表幹事の職にある者
- 22 大阪府環境農林水産部みどり推進室長の職にある者
- 23 その他会長が特に必要と認める者